

米国査定系審判手続の改正ルールの施行

2012年02月06日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

審判手続のルールを順守しない briefs や answers が審判手続を著しく遅延させる原因になっています(2011年12月の時点で、**出願から審決までに要する平均月数は、81.2ヵ月**^{*1)}。

審判手続を簡素化して効率化するために、2010年11月15日に、USPTOは2008 Final Rule を廃止し、提案に対するコメントを広く一般に募集する旨の Notice^{*2} を発表、広く一般にコメントを求めています(提出期限は、2011年1月14日)。

その後、USPTOは、2011年11月22日に、査定系審判手続に係る改正ルールを官報に掲載し、このたび、**2012年01月23日に新ルールが施行**されました^{*3}。以下に留意すべき改正点について簡単に説明します。

【全4頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK
外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

*1 LINK: <http://www.uspto.gov/dashboards/patents/main.dashxml>

*2 LINK: <http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2010-11-15/pdf/2010-28493.pdf>

*3 LINK: <http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2011-11-22/pdf/2011-29446.pdf>